文化財の発掘費用は誰が負担するのか?

近藤 節夫

ふとしたことから法律の不備と不条理を知ることになった。昨年父が永年ひとり気ままに居住していた湘南鵠沼の実家で世を去った。そこは、いまや数少なくなった昔の別荘地のイメージが残る、松林の中に広い敷地と住宅が点在する、映画「小津安二郎の世界」を彷彿とさせる、私にとっては甘酸っぱくも懐かしい少年時代のふるさとであった。六十坪の家屋と二百五十坪の敷地を私たち五人の兄妹では分割相続のしようもなく、近所の人たちに惜しまれながら断腸の思いで、開発業者に一括売り渡すことになった。

周辺は生憎?風致地区に指定されていたために、不意に藤沢市条例による市の敷地内試掘調査の必要を通知され、引き続き本格的発掘調査も実施されるとの連絡があった。その通知は、私たちにとっては正に青天の霹靂だった。

ある日突然私たちには事前の連絡や家族 の立会いもなく、市の委託業者が強引にブル ドーザーで無人の敷地内へ侵入し、庭の一角 を掘削し、発掘作業を開始した。

発掘調査の結果、平安時代の住居跡が発見されたが、すでに売却契約を済ませた私たちには、格別の感慨もなく、その事実を冷静に受け入れざるを得なかった。当然法律施行と公の責任により私有地において実施した、その発掘費用は公が負担するものと思っていた。だが、まもなくして本格的発掘調査にかかった巨額の費用負担の請求書が手元に届いた。一瞬わが目を疑い、考えもしなかった事態に

仰天した。

埋蔵文化財の発掘調査には、当然のことながら費用がかかる。仮にその発掘調査が、私有地内で法律に則って実施された場合には、当然、国、自治体が負担するものと誰しも考える。だが、そうではないことを身近に思い知らされることになった。

私は、早速所管の藤沢市教育委員会生涯 学習課を訪れ、直接文化財担当者に尋ねて みた。聞けば藤沢市でも隣の鎌倉市と同様に、 しばしば古代人の住居跡などが発見されることもあり、その費用の負担を巡ってもめること もあるそうだ。

文化財担当者によれば、文化財の保護については、国が昭和二十五年に制定した「文化財保護法」により、国民に対して「文化財は国民的財産であることを自覚し、大切に保存し、目的達成のための国と自治体の措置に誠実に協力しなければならない」と片務的な負担を土地所有者に押しつけている。その後、度々の法改正を経て、「発掘に関し必要な事項の指示」として発掘費用の事業者負担まで求めるようになったという。土地の売買に際して、売主と買主が相互負担するのが一般的とも聞いた。

しかし、費用負担に耐えうる事業者はよいが、 国・自治体が全く負担せずに、土地売買に際 し、売主と買主だけに費用を負担させようとす るのは、少々乱暴に過ぎやしないだろうか。こ れでは、「文化財保護」に名を借りた国家権力 の濫用であり、立法の理念が空回りする恐れ がある。実際藤沢市でも費用負担に関するトラブルで、県の指導や、助力を仰ぐことがあるとも聞いた。トラブルの最大の原因は、国が法律を制定し、「文化財保護」などときれいごとを言っておきながら、そのための充分な予算手当てもせずに、国民に一方的に負担を強いることにある。

現実的には、現行法律上から最終的には発掘費用のほとんどを所有者、買主、開発業者等が負担するケースが多いという。それでいて、発掘された貴重な出土品は、遺失物法に基づく手続きがとられた後に、その地域の歴史資料として活用するとの勝手な理由で国・自治体が管理し、保管するとも聞いた。だが、考えてみるとこの理屈も少々おかしくはないか。どうしてこんな理不尽な考えが出てくるのだろうか。常識的な教育を受け、常識的な社会生活を営んできた人たちのまともな発想とはとても考えられない。この法律の精神には、話し合

いとか、コンセンサス、私有財産権保護等、民 主的な人権面の配慮が全く窺えず、封建時代 のお上の「威光」を高飛車に押しつけているだ けである。常識的にも社会通念上からも、一 般市民が到底納得出来る話ではない。実際 担当者自身、この法律の運用には多少無理 があると本音を語られた。本来もう少し国民の 財産権を保護するのが、真の立法の精神であ るとまで述べ、この種の法律の不備について 国民が声を大にして現行法律の改正へ向け た世論を喚起することが大切であると言われ た。私の小さな声が世論の盛り上がりとなるよ う期待するような発言もされた。それにしても、 なぜこのように国民に無理な負担を強いる法 律が、今日もなお「文化財保護」という美名に 隠れ、現代民主主義社会の中でまかり通って いるのか、土地を手放した今でも不思議に思 えてならない。